

女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)の規定に基づき、次のとおり情報を公表します。

項 目	平成28年度
子育て目的の休暇等の取得推進	—
男性職員の育児休業取得率	14.3%
男性職員の配偶者出産休暇取得率	100%
女性職員の育児休業取得率	100%
職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間	13.4時間
採用した職員に占める女性職員の割合	50.0%
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	全体 22.1% 行政職 4.3%

【参考】

平成26年度	目標値 (平成32年度)
—	男性職員の「育児参加休暇」(5日以内)を導入
0%	13%以上
80%	80%以上(維持)
100%	100%(維持)
15.5時間	10時間
48.6%	40%以上(維持)
全体 21.9% 行政職 8.6%	全体 30%以上 行政職 20%以上